

ちょっと待って! サービス残業は あたりまえじゃ ない!



「不払い残業(サービス残業)」は、
労働基準法違反です。

残業したのに、その時間に応じた割増賃金が支払われない「不払い残業(サービス残業)」は、労基法違反です。(労働基準法第37条第1項)

労働基準法は強行法規であり、これを守らない使用者(会社)は罰則に処せられることもあり、使用者(会社)に対して非常に厳しい内容になっています。

「時間外に働いたにもかかわらず その時間に応じた割増賃金を 使用者が支払わないときの罰則」

労働基準法119条は同法32条、36条、37条に違反した者に対して、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処すると定めています。

これらすべては 業務です

- ▶ 始業開始前の情報収集業務
- ▶ 看護計画・退院・転院サマリー
- ▶ 業務上の「研修会」「委員会」「会議」
- ▶ 新人看護師への指導
- ▶ 臨床指導者の実習記録の点検
- ▶ プリセプター業務
- ▶ 看護研究
- ▶ チーム会

「過労死裁判」
判例で大阪地裁・
高裁が時間外労働
として認めた
業務です。

時間外労働はきちんと申請しましょう!

ご相談は

労働組合へ

医労連

日本医療労働組合連合会

〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館3F
☎03-3875-5871